

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	マツダ株式会社			コード	7261
提出日	2026/5/25	異動（予定）日	2026/6/24		
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。 ・独立役員である社外取締役 小川理子氏、社外取締役（監査等委員） 北村明良氏、柴崎博子氏及び杉森正人氏の「該当状況についての説明」の記載内容を変更したため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	佐藤 潔	社外取締役	○														○		有	
2	小川 理子	社外取締役	○											○					訂正・変更	有
3	及川 美紀	社外取締役	○															○		有
4	北村 明良	社外取締役	○								△								訂正・変更	有
5	柴崎 博子	社外取締役	○											△					訂正・変更	有
6	杉森 正人	社外取締役	○											△					訂正・変更	有
7	井上 宏	社外取締役	○																○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		佐藤氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
2	小川氏は、パナソニック ホールディングス株式会社の執行役員を務めておりますが、2026年3月期における同社と当社との取引金額は、当社連結売上高の2%未満と僅少であります。	小川氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
3		及川氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
4	北村氏は、株式会社三井住友銀行の代表取締役兼専務執行役員等の職を務めておりましたが、同行における全ての役職を2009年3月に退任しており、本株主総会開催日時点で退任後17年が経過しております。なお、2026年3月31日時点において、同行は当社株式の約1.0%を所有しており、当社グループの同行からの借入金残高は139,724百万円（当社の連結総資産の約3.1%）であります。当社グループは複数の金融機関と取引があり、同行からの借入割合は他社と比べて突出していません。 また、同氏は、株式会社関西アーバン銀行（現株式会社関西みらい銀行）の役員を務めておりましたが、同行における全ての役職を2019年3月に退任しており、本株主総会開催日時点で退任後7年が経過しております。なお、当社グループの株式会社関西みらい銀行からの借入金残高は7,000百万円（当社の連結総資産の約0.2%）と僅少であります。	北村氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
5	柴崎氏は、東京海上日動火災保険株式会社の常務執行役員等の職を務めておりましたが、同社における全ての役職を2019年3月に退任しており、本株主総会開催日時点で退任後7年が経過しております。なお、2026年3月期における同社と当社との取引金額は、当社連結売上高の1%未満と僅少であります。	柴崎氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
6	杉森氏は、住友商事株式会社の専務執行役員等の職を務めておりましたが、同社におけるすべての役職を2022年3月に退任しており、本株主総会開催日時点で退任後4年が経過しております。なお、2026年3月期において、当社は同社の有する商社機能としてのサービスに対して支払いを行っておりますが、その金額は当社連結売上高の1%未満と僅少であります。	杉森氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
7		井上氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

<社外役員の独立性判断基準>

当社において、社外取締役が以下に掲げる要件を満たす場合に、当社に対して独立性を有していると判断します。

1. 本人が、当社グループ（注1）の業務執行者または出身者でないこと。
また、本人の近親者（注2）が、現在または過去3年間において、当社グループの業務執行者ではないこと。
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の主要株主（注3）の業務執行者
 - (2) 当社を主要な取引先とする会社（注4）または当社の主要な取引先（注5）の業務執行者
 - (3) 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
 - (4) 当社から役員報酬以外の多額の金銭等（注6）を得ている弁護士、公認会計士、税理士、その他コンサルタント（当該金銭等を得ている者が法人等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
 - (5) 当社から取締役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役員
 - (6) 当社から多額の寄付又は助成を受けている団体（注7）の業務執行者
3. 本人の近親者が、2. (1) から (6) のいずれかに掲げる者（重要な者に限る）ではないこと。

注1 「当社グループ」とは、当社及びその子会社をいう。

注2 「近親者」とは、本人の配偶者又は二親等内の親族をいう。

注3 「主要株主」とは、事業年度末において、当社の議決権所有割合の10%以上を保有する者をいう。

注4 「当社を主要な取引先とする会社」とは、直近事業年度において、取引先の連結売上高の2%以上の支払いを当社が行っている取引先をいう。

注5 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けている取引先、または当社の連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている金融機関をいう。

注6 「役員報酬以外の多額の金銭等」とは、当社から收受した役員報酬以外の金銭その他の財産上の利益が年間1千万円を超える場合をいう。

注7 「多額の寄付又は助成を受けている団体」とは、当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている団体をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。